

業掲示第5号

## 通関業の許可の消滅について

通関業法第10条第2項の規定に基づき、通関業の許可の消滅について、下記のとおり公告する。

令和7年4月1日

大阪税関長 清水 雄策

記

1. 通関業者の名称及び住所

郵船ロジスティクス北陸株式会社（法人番号3220001012564）

石川県小松市長崎町2丁目115番地

2. 通関営業所の名称及び所在地

本社

石川県小松市長崎町2丁目115番地

3. 消滅年月日

令和7年3月31日

4. 消滅理由

法人の解散（通関業法第10条第1項第3号に該当）